

06

市職員の感染対策

06 市職員の感染対策

市職員が新型コロナウイルスに感染した場合の対応

- 国分寺市では、市職員が新型コロナウイルスに感染または、感染の恐れがある事案が発生した場合の運用として、「国分寺市職員が新型コロナウイルスに感染した場合等の対応」を定め、市職員間によるクラスターの発生を未然に防ぎ、感染拡大の防止に努めた。本対応は、国による自宅療養期間や健康観察期間の見直し等の状況に併せて、その都度運用を修正した。
- 陽性者や保健所の疫学調査を基に特定される濃厚接触者に加え、感染した職員及び課内の職員等にヒアリングを行い、内容をまとめた「接触確認表」を所属長が作成した。その内容を基に、陽性者と座席位置が近い者や電話機の共有、長時間の会議等、感染のリスクが高い可能性がある職員が確認されたときは、市独自に定めた健康観察対象者として設定し、自宅待機とする運用を図った。
- 職員の復帰にあたっては、市役所業務の特性上、感染を拡大させることは防がなければならない、慎重に対応していくという判断から、市職員に対しては、感染症法上の行動制限に加えて、行動制限解除後のPCR検査での陰性確認等、市独自の復帰の要件を付加して設定した。職員には「新型コロナウイルス感染症発生時等の業務フロー図」を示し、感染の状況に沿った行動をとるよう対応を求めた。
- 業務の継続等にあたって、所属長等は、感染した職員、濃厚接触者となった職員の人数を確認し、業務継続が可能かの判断を行い、不可能と判断した場合、職員課と調整の上、感染した職員、濃厚接触者となった職員及び健康観察対象職員の対象職員の代替として、経験者職員を配置するなど、必要に応じて職員体制の確保を行うこととした。

06 市職員の感染対策

陽性者の取扱いの主な変遷

R2.8	陽性者(新型コロナウイルス感染症患者又は無症状病原体保有者をいう。)となった職員については、保健所又は医療機関の指示により感染症法に基づく就業制限が解除された日の翌日から起算して14日間の健康観察期間終了後に職場復帰とした
R3.7	職場復帰に関して、就業制限が解除された日の翌日から起算して7日間の健康観察期間終了後に変更
R4.1	就業制限が解除された日の翌日から職場復帰が可能に変更
R4.9	無症状患者の場合、検査日の翌日から5日目に抗原検査キットにより検査を行い、陰性が確認された場合には、6日目から職場復帰を認めた

濃厚接触者の取扱いの主な変遷

R2.8	保健所の積極的疫学調査により濃厚接触者と判断された職員については、PCR検査の結果が陰性となった場合であっても、陽性者との最終接触日の翌日から起算して14日間は健康観察期間として自宅待機とし、健康観察期間中に症状が発症しない場合は、健康観察期間終了後に職場復帰とした
R4.1	<ul style="list-style-type: none">健康観察期間を陽性者との最終接触日の翌日から起算して10日間に変更健康観察期間を陽性者との最終接触日の翌日から起算して7日間に変更
R4.3	陽性者と同居している場合であっても、保健所等により家庭内感染予防の取組(マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、日用品の共用回避、感染者が触る場所の消毒等、日常生活を送るうえで可能な範囲の対策)が実践できるケースと確認された場合は、当該日の翌日から起算して7日間経過した後、PCR検査で陰性が判明すれば職場復帰可能とした
R4.7	家庭内感染予防の取組を実施した場合、当該日の翌日から5日間経過した後、PCR検査で陰性が判明すれば職場復帰可能とした
R4.8	家庭内感染予防の取組を実施した場合、当該日の翌日から4日目及び5日目に抗原検査キットにより検査を行い、陰性が確認された場合には、5日目から職場復帰を認めた

06 市職員の感染対策

国分寺市内における新型コロナウイルス感染者発生時の公表の考え方

- 本市は、東京都多摩立川保健所の管轄区域であり、市内において新型コロナウイルス感染者が確認された場合には、東京都が感染症法に基づき、感染者からのヒアリングや公表を行う。感染者の発生状況を直接把握することができない本市としては、東京都の公表に関する考え方を基に公表を行うこととなる。
- ただし、感染者が市職員である場合や、市が関係する事業及び市施設等で発生した場合、または市内事業者から自主的な情報提供があった場合には、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、市民の命、健康を守るため、公表を行った。
- 令和4年9月26日をもって、全国一律で感染者の全数把握が終了し、患者発生数全体の情報が把握できなくなった。そのことにより東京都も市区町村別の患者数の公表を終了したことから、それにあわせ、市も公表を終了した。

公表対象

- ①市職員が感染した場合
- ②市が関係する事業または市施設で感染が発生した場合

公表情報

保健所から提供される情報等を基に、感染者のプライバシーの保護を前提に以下の情報を公表
※利用者が限定される事業又は市の施設で感染が発生した場合については関係者のみの周知とした

- ①感染者の所属・職務内容、勤務場所など
- ②感染者の症状・経過など
- ③公衆衛生上の対策

公表方法

- 原則、市ホームページで公表
- 市の施設において発生した場合には、当該施設において掲示
- 特に影響が大きいと考えられる場合は、ホームページに加えてプレスリリース等を実施

06 市職員の感染対策

新型コロナウイルス感染症に対する市職員に向けた主な対応

R2.1	うがい手洗いの徹底, マスクの着用などの感染症対策, 不要不急な旅行を控えるなどを周知
R2.2	<ul style="list-style-type: none">通勤時に公共交通機関を利用する職員の新型コロナウイルス感染予防を図るため, 勤務時間の臨時の変更により時差通勤を実施職員本人または, 職員の同居家族等に発熱等の症状があった場合, 出勤を自粛
R2.3	<ul style="list-style-type: none">職員またはその親族に発熱等の症状がある場合や, 感染症対策に伴う小学校等の臨時休業等により, 子の世話をを行う必要がある場合で, 勤務しないことがやむを得ない場合の職免対応開始海外渡航及び国内旅行に係る自粛等要請
R2.4	<ul style="list-style-type: none">国の緊急事態宣言発出により, 執務室内の密集を避けるため, 在宅勤務を含め, 各課1日当たりの出勤人数を全体の3分の2程度になるように留める通勤に公共交通機関を利用する職員の感染リスク軽減と感染予防を図るため, 自転車や自家用車等の交通用具の使用による通勤を可 ※期間限定で, 通勤用の臨時駐車場を市が確保執務室内の密集を避けるため, 臨時休館した公共施設を活用して, 臨時の執務室として運用
R2.5	<ul style="list-style-type: none">妊娠中の職員や基礎疾患を有する職員に対する在宅勤務の促進
R2.6	<ul style="list-style-type: none">在宅勤務の実施は終了※妊娠中や基礎疾患を有する職員は延長 ※日曜日～土曜日の割り振り勤務は継続
R2.8	<ul style="list-style-type: none">全職員対象に出勤時の検温実施を開始職員又はその親族が陽性者と感染が疑われる接触をした場合, 市対策本部の指示によりPCR検査を受検した場合, 市対策本部から健康観察対象者に指定された場合, 陽性者又は濃厚接触者となった場合も職免対応開始
R2.9	市職員互助会による職員へのPCR検査費用の助成制度を開始

06 市職員の感染対策

R3.4	国の緊急事態宣言再発出により、執務室内の密集を避けるため、各課1日当たりの出勤人数を全体の7分の5程度になるように留める
R3.5	<ul style="list-style-type: none">・ 新型コロナワクチン廃棄防止を目的とした職員へのワクチン接種を開始・ 新型コロナワクチン接種、接種後の副反応により勤務することが困難な場合の職免対応開始
R3.8	飲食時の「黙食」「個食」の徹底
R4.1	オミクロン株感染の急速拡大に伴う黙食の徹底等、感染防止対策の徹底
R4.6	国の考え方に基づく屋内・屋外におけるマスク着用の考え方について周知
R4.7	経験したことのない爆発的な感染状況に伴う感染防止策の徹底と業務の優先順位を検討し、業務継続するための態勢整備の指示
R5.3	令和5年3月13日以降の市の公共施設等におけるマスク着用の考え方について周知
R5.4	新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の職員の服務上の措置等について周知

市庁舎内における主な感染対策

- 第一庁舎・第二庁舎入口にサーマルカメラを設置
- 窓口の感染症対策として、第一庁舎1・2階、第二庁舎1階カウンターへのビニールシートを用いた施工を実施
- 各窓口及び事務机間への飛沫防止スクリーンの設置等を実施
- 執務室内の感染防止対策として、防災安全課が地区防災センター用に購入した空気清浄機を有効活用し、庁内へ配備
- 市役所内の換気及びカウンター等の除菌作業の励行について、10時、12時及び15時の放送を実施
- 3・4月の転出転入の集中時期における市民課での混雑による接触機会を軽減するため、証明書発行についてはサービスコーナーとコンビニ交付をツイッター等で案内するとともに、転出転入等の時間のかかる手続きに来られた方については、第一庁舎の委員会室等を待合室として案内し、市民ホールの混雑緩和と分散を実施
- 会議等における職員の密を避けるため、庁議等において、Web会議システムを活用したオンライン会議の導入
- 第二庁舎1階の子ども家庭部・生活福祉課の執務スペース拡張による執務スペースの密を解消
- 第二庁舎トイレの既存手洗い場のタッチレス化(自動水栓)を行う修繕を実施
- 第三庁舎2階の執務スペースの狭隘化を解消するため、駅周辺整備課を第五庁舎2階から本町クリスタルビルへ、職員課を第三庁舎2階から第五庁舎2階へ移転
- 第四庁舎2階の監査委員事務局・防災安全課の執務スペース拡張による執務スペースの密を解消